

第161回

高崎市都市計画審議会会議録

令和4年5月24日（火）

午後2時

総合保健センター3階 第4会議室

出席者一覧

I 出席委員

1番	川端雅由	(代理：小池交通官)	2番	石田安利
4番	荒木征二		5番	石川徹
6番	南沢千春		7番	小野光明
9番	茂木和男		10番	新保克佳
11番	佐藤俊也		13番	堀越芳春
14番	大河原吉明		15番	田端穰
16番	坂本正樹		17番	村山元展
18番	追川徳信		19番	越澤恭行
20番	荻原由美子		21番	清水公美
22番	今井隆		24番	片貝喜一郎
25番	時田裕之			

II 出席幹事

建設部長	奥野正佳
下水道局長	松田隆克
都市整備部長	内田昌孝

III 市側出席者

都市整備部	次長	清水博幸
都市計画課	課長	井田安彦
〃	計画担当	竹渕裕介 塩野健児 林宏信 永田瑞穂
〃	土地利用担当	黒澤千恵子 市島麻未
都市計画課景観室		相川宏二 福田哲也
高崎工業団地造成組合	事務局長	小鮎由貴
産業・流通基盤整備室	課長	岩下浩
公園緑地課	課長	笠原伸益
〃	事業担当	小渕嘉春
下水道局総務課	課長	小屋和史
〃	計画担当	中曾根哲哉
		五十嵐雅彦 野口輝政

IV 傍聴者	0名
報道機関	1名

1 開 会

事務局A

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から第161回高崎市都市計画審議会を開催させていただきます。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、事前にお配りしてご置かず議事日程、議案書、A3サイズの添付図面、名簿でございます。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、今回も会場の座席をスクール形式とさせていただきます。ご協力お願いいたします。

ここで、人事異動に伴いまして2号委員さんの交代がございましたので、お名前を紹介させていただきます。まず、委員A様でございます。

委員A（代理）

本日委員Aが所用のため、代理Aと申します。よろしくをお願いいたします。

事務局A

ありがとうございます。続きまして委員B様をお願いいたします。

委員B

4月からお世話になっております、委員Bです。よろしくをお願いいたします。

事務局A

ありがとうございます。それでは、本日の審議会に際しましての出席状況でございますが、委員Cさん、委員Dさん、委員Eさんの3名があらかじめ欠席とのご連絡をいただいております。只今ご報告しましたとおり3名の委員さんが欠席となっておりますが、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、高崎市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。また、本審議会は高崎市都市計画審議会議事運営規則第12条の規定に基づき公開としております。傍聴希望の受付をいたしました。傍聴者はおりませんでした。また、報道関係の方が1名いらっしゃいますのでご報告させていただきます。

2 会長あいさつ

事務局A

続きまして、会長にご挨拶をお願い申し上げます。

会長

皆さま、こんにちは。ご多忙中お集りいただきましてありがとうございます。本日はか

なりすっきりした天気ですけれども、コロナもなかなかすっきりしないですが早く従来形式で会議等できればいいなと思います。さて、本日は議題とすれば4つありまして、そのうち2つは豊岡新駅に関する事ということです。豊岡新駅ができるかどうかというのはまだJRさんの方で検討中ということで聞いておりますけれども、決定ということになれば、いわば今後攻めの都市計画みたいなものがどんどん出てくるんじゃないかなという風に思っております。本日は、慎重審議よろしく願いいたします。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

事務局A

ありがとうございます。

3 議 事

事務局A

それでは、只今より議事に入りますが、以降の進行につきましては、高崎市都市計画審議会議事運営規則第6条第1項の規定によりまして、会長をお願いいたします。

第1 会議録署名人の指名

会長

これより議事に入ります。恒例によりまして、会議録署名人の指名を行います。

これについては、高崎市都市計画審議会議事運営規則第13条第2項の規定により、委員Fさんと委員Gさんを指名いたします。よろしく申し上げます。

第2 議 案

会長

議事の第2に入ります。議案第431号 高崎都市計画道路の変更（3・5・85号豊岡経大通り線）および議案第432号 高崎都市計画道路の変更（3・5・30号下豊岡剣崎線）、これについては関連ということなので一括として上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局B

事務局Bでございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第431号高崎都市計画道路の変更（3・5・85号豊岡経大通り線）議案第432号高崎都市計画道路の変更（3・5・30号下豊岡剣崎線）この2議案については、関連がございますので、一括してご説明いたします。

議案第431号につきましては、高崎市決定の案件でございます。また、下豊岡剣崎線は国道406号のうち、国道18号から剣崎町の信号までの区間となりますが、県管理の道路となるため、議案第432号は県が定める案件となります。ただ、群馬県より意見聴取

がございましたので、本審議会にお諮りさせていただくものです。

それでは、初めに本議案の背景について、ご説明いたします。

少子高齢化が急速に進む中、高齢者や高校生など交通弱者の移動手段の確保や、地域間連携・環境問題への配慮など、地域における公共交通の重要性はますます高まっております。このような中、本市では、公共交通に強いまちづくりを推進するため、豊岡地区に新たな駅を設置するべく、J R 東日本と協議を進めており、現在は駅施設に係る概略設計を J R 東日本に委託しているところでございます。新駅は、J R 信越本線北高崎駅から、烏川を渡り約 2. 6 km、次の群馬八幡駅までは約 1. 4 km の位置に計画しております。

次に、新駅設置に向けた現状と今後のスケジュールですが、令和元年度に駅前広場予定地の現地測量、地質調査、補償調査を行いました。駅前広場用地買収につきましては、令和 3 年度に市議会の承認をいただきまして、概ね契約となりました。また、令和 3 年 1 1 月に J R 東日本と駅施設概略設計に係る協定書を締結いたしまして、現在調査設計を行っているところでございます。この結果をもとに、新駅設置の可否を J R 東日本と高崎市が協議して最終的に判断することとなっております。

続きまして、本日の議案であります高崎都市計画道路の変更（豊岡経大通り線の新設、下豊岡剣崎線の変更）についてご説明いたします。今回の都市計画道路の変更案は、高崎経済大学の学生を始めとした多くの方にとって新駅が利用しやすいものとなるように、新駅へのアクセス道路を計画するものです。新駅へのアクセス道路ですが、全体構想といたしまして、北側は県道あら町下室田線から烏川を渡り、下豊岡剣崎線と交差し、新駅予定地を経由しまして、国道 1 8 号までの接続を考えております。今回は、この全体構想のうち、新駅予定地から北側の区間となります。なお、駅より南側につきましては、国道 1 8 号との接続について、現在、国土交通省と協議を行っているところでございます。今後、協議が整いましたら、南側につきましても都市計画決定の手続きを進めていきたいと考えております。

こちらは総括図です。赤色で示しておりますのが、変更を予定しております都市計画道路です。南北の赤いラインが、都市計画道路 3・5・8 5 号豊岡経大通り線でございます。今回新たに計画する路線です。東西の青いラインで示しておりますのが、都市計画道路 3・5・3 0 号下豊岡剣崎線です。下豊岡剣崎線につきましては、豊岡経大通り線との交差点となる前後に、右折車線を設けるため、赤いラインで示しております部分の幅員を変更いたします。

こちらは計画図です。変更前は黄色、変更後は赤色、変更のない箇所は青色で示しております。豊岡経大通り線は、新駅計画地を起点とし、下豊岡剣崎線と交差し、烏川を渡り、高崎経済大学の体育館の東側を通過して、県道あら町下室田線までを結ぶ計画となっております。続きまして、道路の幅員についてご説明いたします。豊岡経大通り線の一般部については、スクリーンの上部、緑枠の断面図になりますが、車道の幅員が 3. 0 m で片側一車線ずつ、車道と歩道の間には 1. 5 m の自転車専用通行帯を両側に設けます。また、2. 1 5 m の歩道を両側に設けまして、全体で 1 3. 3 m の道路幅員とする計画としておりま

す。また、豊岡経大通り線と下豊岡剣崎線および県道あら町下室田線との交差点部につきましては、スクリーンの下赤枠に示した断面図のとおり、幅員3.0mの右折車線を設け、全体で16.3mの道路幅員を計画しております。

次に下豊岡剣崎線の道路幅員についてご説明いたします。下豊岡剣崎線の現在の計画は、スクリーン上段の青枠に、変更前の断面図を表示しておりますが、昭和11年に決定したもので、計画幅員は12.0mとなっております。今回は豊岡経大通り線との交差点部に右折車線を設けるための変更で、スクリーン下段の赤枠に示すとおり、右折車線2.75mを追加し、交差点部の道路幅員を14.75mに変更いたします。

続いて、都市計画法に基づく法定手続きの経過と今後の予定につきまして、ご報告します。都市計画法第16条に基づく住民意見反映措置につきましては、令和3年10月29日30日、11月1日に関係権利者および周辺住民を対象に、説明会を開催し、参加者は延べ132名でした。令和4年2月15日から2週間、公述人の受付と原案の閲覧を行いましたところ、閲覧者は1名、公述の申出はございませんでしたので、公聴会は中止といたしました。次に、4月12日から2週間、都市計画法第17条に基づく縦覧に供しましたところ、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。以上が、これまでの都市計画法に基づく法定手続きの経過でございます。

なお、今後の予定でございますが、本日お諮りさせていただきました内容の通りご答申いただけたら、群馬県都市計画課あてに市の意見を報告いたします。その後、群馬県都市計画審議会の議を経て、都市計画決定告示となる予定でございます。

以上、議案第431号、議案第432号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。要するに新駅をつくる関係で高経の横から県道下豊岡剣崎線に延びる道をまずつくりたいということと、県道とぶつかるところが右折車線をつくらなければならないから広くするという内容ということです。

それでは本案に係るご意見ご質問等ございますでしょうか。

説明会も132名来ているということで、道ができるということでよりご苦労いただいたのかなと思います。

委員H

すみません。先ほどの説明を聞いていて、下豊岡剣崎線と豊岡経大通り線が交差するところ、右折道路をつくるということですが、通勤時間帯とか車の往来が激しい時の渋滞とか、渋滞の心配をするようなことはないのでしょうか。渋滞予測などありますか。

事務局C

お世話になります。事務局Cでございます。

当然朝晩の渋滞はしていると思いますが、その渋滞を解消するために右折帯をつくっておりますので、この道路をつくることによってここが渋滞するということは考えておりません。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。他になにかありますか。

委員H

もうひとつなんですが、この計画で、道路にかかる住宅ですか。説明会で132名と言っていましたけど、おおよそ何軒くらいの住宅が新しい道路建設予定地にどのくらいあるんでしょうか。

事務局B

今回、この決定を受けまして補償のための現地調査等に入る予定ですので、現時点では正確な補償件数はつかめていません。

委員H

はい、わかりました。

会長

他にございますでしょうか。

無いようですのでお諮りしたいと思います。議案第431号および第432号につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めますので、両議案は原案のとおりといたします。

続きまして議案第433号 高崎都市計画下水道高崎公共下水道の変更（阿久津水処理センター）について上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局B

それでは、議案第433号 高崎都市計画下水道 高崎公共下水道の変更について、説明させていただきます。なお、本案は、市が定める都市計画でございまして、本審議会にお諮りさせていただくものでございます。

今回変更する内容は、高崎都市計画下水道高崎公共下水道の計画書の中で、『その他の施設』として定められている、阿久津水処理センターの敷地面積の変更でございます。高崎市が進めております高崎市民スポーツパーク（仮称）整備に伴い、進入路として公衆用道路が必要となり、その公衆用道路が阿久津水処理センターの敷地を通過するので、道路用

地分の面積を阿久津水処理センターの敷地面積から除外するものです。

まず、市民スポーツパークの概要について説明をさせていただきます。令和元年10月の台風19号で冠水被害を受けた高崎市民ゴルフ場の跡地を新たな運動場として整備するものです。新設する運動場の面積は、41.6ヘクタールで、グラウンドゴルフ場、野球場、ソフトボール場、サッカー・ラグビー場のほか、ビーチバレーボールコートも整備する計画でございます。現在整備中で、表示している図は、完成イメージ図でございますが、阿久津水処理センターは画面右端で、先ほどご説明した進入路は黄色の点線で示しております。

阿久津水処理センターの敷地面積の縮小について説明いたします。スポーツパークへの進入路は現在の阿久津水処理センターの入り口のゲートなどを取り壊し道路を拡幅して、敷地の東端を通過していく計画になっております。この図面ですとスポーツパークが画面の上方向となります。赤線が道路の計画線形、黄色の着色部分が阿久津水処理センターの敷地から公衆用道路用地に変更する範囲になっております。進入路整備に伴い黄色着色部の約5,500㎡が公衆用道路用地となるため、高崎都市計画下水道高崎公共下水道の計画書内でその他の施設として、敷地面積 約148,500㎡と定めていたものを、約143,000㎡へと変更するものでございます。

最後に、本案に係る都市計画手続きについてご説明を申し上げます。公聴会を開催するにあたり、原案を今年の2月28日から3月14日までの期間、高崎市下水道局内において閲覧に供し、公述の申し出を受け付けしました。その結果は、閲覧者0名、公述の申し出はありませんでした。このため3月16日に予定していました公聴会は中止としております。次に、4月4日から4月18日までの間、都市計画法第17条に基づく都市計画の変更案を縦覧に供しましたが、閲覧と同様に縦覧者がおらず、意見書の提出もありませんでした。以上が、これまでの都市計画手続きの経過でございます。

なお、今後の予定でございますが、本日付議させていただいた内容について、ご答申をいただけましたら、群馬県へ協議書を提出し、協議を経て、6月に都市計画の決定告示を行いたいと考えております。

以上、議案第433号につきましての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

それでは本案に係るご意見ご質問がございませうでしょうか。

私の方から簡単な質問なんですけど、道路部分は大体どのくらいの幅になる予定でしょうか。

事務局D

事務局Dでございます。道路の幅員といたしましては12メートルの幅で計画をしてお

ります。以上でございます。

会長

かなり十分ということですね。そのところには特に施設はないということですね。

それでは他にご意見、ご質問等ございますか。

無いようですのでお諮りいたします。議案第433号について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第433号は原案のとおりといたします。

続きまして議案第434号 高崎都市計画土地区画整理事業の変更（高崎複合産業団地（西）地区）について上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局B

続きまして、議案第434号 高崎都市計画土地区画整理事業の変更、高崎複合産業団地西地区についてご説明させていただきます。

続いて、地区を拡大した、計画図です。変更区域は、図の中の赤線で囲った場所で、面積は約6.3ヘクタールになります。既存の高崎複合産業団地の西側に位置し、北側には、群栄化学高崎工場を含む宿大類工業団地があり、西側は南八幡京ヶ島線、南側が一貫堀放水路に囲まれた場所になります。現在、区域の北西角にはコンビニエンスストアが立地しております。現在の様子がこちらになります。上の写真は、南側から全域を映したものになります。下の写真は、調整池の写真になります。調整池は、雨水の流出増加に対して、一級河川井野川の負担軽減のため、国との治水協議に従い、配置しています。調整池の大きさは、長辺117.5m 短辺29.2m 深さ3.3mとなっております。

それでは、都市計画を変更する理由についてご説明いたします。本地区は、関越自動車道高崎インターチェンジから約1.5kmに位置した既存の産業団地に隣接した地区で、さらなる産業振興を図るため、令和2年11月20日に市街化区域編入を行いました。それと同時に、産業団地造成事業実施の確実性を高めるため土地区画整理事業を決定しました。今回、土地区画整理事業の代替手法としての開発行為について、協議が完了し、事業実施が確実となり、かつ地区計画による適正な土地利用が図られていることから、本地区の土地区画整理事業を廃止するものです。

以上が、変更理由でございます。この廃止は、事業自体の変更ではなく、事業を進めていく上での開発手法を変更するという内容でございます。

次に、都市計画変更手続きにつきましてご説明いたします。まず、2月下旬に計画案の閲覧と公述人受付を2週間で行いましたが、公述希望者がおりませんでしたので、公聴会は中止といたしました。次に、4月中旬に都市計画案の縦覧と意見書の受付を2週間、行いましたが、意見書の提出はございませんでした。以上がこれまでの手続きの経過でござ

います。

今後の手続きといたしましては、本審議会において原案のとおりご答申をいただければ、その後、群馬県との協議を経た後、6月に決定告示を行う予定でございます。

以上が、議案第434号高崎都市計画土地区画整理事業の変更に関する説明となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長

説明ありがとうございました。それではこれについてご意見、ご質問等ございますか。

私の方から質問ですが、少しわかりにくかったのですが、都市計画法の第34条の2第1項の協議が完了したということで、都市計画事業はやる必要がないから廃止するということなんです、協議の内容についてもう少し詳しく説明してもらえますか。

事務局B

こちらについては地権者の同意がほぼ得られまして、全面的に高崎工業団地造成組合で買収の見込みとなりました。複数の地権者がございましたり、また、このあとに売買する先が複数の企業さんといった状況になりますと、区画整理事業の必要性が生じますけれども、地権者の同意が得られて全面的に買収、また、今後の予定ですけれども、ここは1社のみが進出する見込みとなったために区画整理事業が不要になったということでございます。

会長

結局、最終的に1社になってしまうから、区画整理法を使って何かやらなくても済むと。そのほうが早いということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

無いようですのでお諮りいたします。議案第434号について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。異議の方はございますか。

<異議なしの声>

異議のないということで、議案第434号は原案のとおりといたします。ありがとうございます。

以上で本日予定しておりました案件の審議はすべて終了いたしました。報道関係の方はこのあとにご退席いただきたいと思います。本日はお疲れ様でした。

皆さんについてはまだ「その他」というものがあるかもしれませんので、このままお待ちいただきたいと思います。

4 その他

事務局B

事務局のほうからは特にその他はございません。

会長

わかりました。では全体を通して、何かご意見、ご質問等はございませんか。

5 閉会

会長

では特にないということではありますが、以上をもちまして、第161回高崎市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。